

第96回茨城県大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

- 1 日 時 平成28年7月22日(金) 16:00～17:00
- 2 場 所 水戸合同庁舎 601会議室
- 3 出席委員 矢野委員長, 国松副委員長, 亀田委員, 林委員, 水野委員, 矢口委員, 若柳委員
事務局 箕輪中小企業課長 他

4 議事要旨

大規模小売店舗の届出に対する意見について

(1) (仮称)ベルク古河駒羽根店(新設)

・委員長

第一種住居地域が過半となるように変更届を提出したとのことですが,当初の店舗計画地から外れた西側及び南側の駐車場はどうするのですか。店舗の隔地駐車場として使用することはできないのですか。

・事務局

古河市の指導により,店舗駐車場としては使用せず,クリニックの駐車場として使用することになります。隔地駐車場として,店舗の看板等を設置することは認めないというのが市の判断です。

・委員

今後の問題として,店舗(ベルク)の看板が立てられないとなると,調整池と駐車場の管理について誰が責任を持つのか気になりますが,(株)ベルクが管理するのですか。

・事務局

その通りです。駐車場等の管理をきちんとやってもらうよう設置者に伝えます。(土地所有者の責任として適切に管理します。7/27確認)

・委員

雨水貯留槽は必要なのですか。

・事務局

雨水貯留槽の設置は,市担当課と容量・排水経路等を協議した結果であり,今回の開発行為にも含まれています。

・委員

雨水貯留槽は埋設ですか。

・事務局

埋設ではありません。安全管理の観点から,周囲をフェンス(H=1.8m)で囲むとのこと。

・委員

青空に晒すということでしょうか。雨水貯留槽の素材は樹脂なので,日光との相性が良くないのではないかと思います。貯水池であれば分かるのですが。

・事務局

確認します。(貯水池になります。地面を掘り下げコンクリートで覆う構造です。7/25確認)

・副委員長

概要書P.6に記載のある「事前説明の合意事項」とはどのような内容ですか。

・事務局

騒音が基準値を超過する住宅の所有者に対して,「開店後,騒音が生活環境に著しく影響を及ぼ

していると申し出た場合には、状況を確認の上、誠意を持って対応する」という説明を行い、合意を得たということです。

- 委員長
自主開発道路と交わる店舗南側の道路幅員は何メートルですか。
- 事務局
約5メートルです。
- 副委員長
駐車場内は時速10km走行とのことですが、路面標示を施す予定はないのですか。
- 事務局
路面標示を施す予定はありませんが、場内に設置する注意喚起看板に併記し、4箇所設置することです。
- 副委員長
ハンプ等の設置は行わないのでしょうか。
- 事務局
設置予定はありませんが、騒音予測は時速10kmで行っていますので、注意喚起看板に併記するものではなく、各出入口付近に時速10km走行を促す看板やイメージハンプ等の設置が可能か確認します。(『場内10km 走行制限』等の看板及びイメージハンプを設置します。7/27確認)
- 委員
最近の店舗では、身障者用駐車場が店舗前に隣接するように設置されることが多いように思いますが、この店舗は横断歩道を渡らないと入店できない設計になっています。そのため、横断歩道の通り抜けが危険ではないかと思えます。
- 委員
駐輪場が店舗前に多く確保されていますが、駐輪場の収容台数の制限はありますか。
- 事務局
古河市では自転車等駐車場の附置義務条例はありませんので、店舗面積に応じて必要台数を確保するという基準はありません。
- 委員
そうであれば、図面からすると、店舗前の駐輪場の一部を、身障者向けの駐車スペース(2台程度)として確保することが可能ではないかと思えます。
- 事務局
駐輪場の位置・収容台数に変更を生じさせない(変更届出を要しない)範囲で、店舗前に身障者用駐車場を2台程度確保できるか、設置者に確認します。(身障者用駐車場の配置については、これまでの既存店舗と同じように行っており「ベルクの店舗の形」にもなっています。そのため、ご指摘の「店舗正面に身障者用駐車場を設置する」ことはできませんが、ご指摘を踏まえ、イメージハンプや路面標示、看板の設置等で身障者等の安全な通行を図りたいと考えます。7/27確認)
- 委員
もし、店舗前に身障者用駐車場の確保ができない場合には、来客者用駐車場の一番手前の場所に身障者及び思いやり駐車場のスペースが分かるような表示を必ず行ってください。
- 事務局

設置者にその旨伝えます。(身障者及び思いやり駐車場が分かる表示を行います。7/27確認)

- 委員
荷さばき施設に入る搬入車両が公道上で旋回することはないですか。
- 事務局
搬入車両は自敷地内で旋回しますが、公道上では行いません。
- 委員
搬入車両出入口の幅も広く設けられているようですので、出入口での入出庫の際に、対向車線にはみ出すことがないようにお願いします。
- 事務局
設置者にその旨伝えます。(搬入業者に対し、注意を徹底します。7/27確認)
- 委員
荷さばき施設は2台同時での作業が可能とのことですが、駐車スペースは確保されていますか。
- 事務局
搬入車両が並列で2台駐車できる構造になっています。また、ピーク時には1時間あたり4台の作業計画がありますが、作業時間の調整により駐車場や公道等での待機は発生しない計画です。
設置者に対しては、計画的な搬入をお願いするよう申し伝えます。(ご指摘を踏まえ、計画的な搬入を行います。7/27確認)
- 委員長
いろいろ意見をいただきましたが、当該店舗の新設届出については、市町村意見、指針等を勘案した結果、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見は特になし、として答申してよろしいでしょうか。
- 全委員
異議なし。
- 委員長
そのように答申させていただきます。